

第5次事業者経営支援金の受付を開始します。

※第1次～第4次の給付を受けた方も対象です

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年5月から令和4年9月までの間に一定以上売上げが減少した事業者を対象に、最大100万円を給付する「第5次事業者経営支援金」の受付を開始します。

制度概要

【1】給付要件

- ・現に継続して事業・営業を行っている市内に事業所を有する中小企業、個人事業主、公益法人等で支援金給付後も事業を継続する意思がある者 等

【2】給付対象となる売上減少の期間

令和4年5月から令和4年9月

【3】給付額（上限）

（千円）

区分		コロナ前の売上げ（月）		
		500万円以下	500万円超 1,000万円以下	1,000万円超
減少率※1	25%～50%減少月が2つ	100	125	250
	20%～50%減少月が3つ			
	期間全体の月平均売上が25%以上減少※2			
※1	50%以上減少月が2つ	200	250	500
	期間全体の月平均売上が40%以上減少※2			
	50%以上減少月が3つ			
		300	500	1,000

※1…令和元年の同月の売上げ等と比較

※2…令和4年10月以降、算定が可能

【4】給付対象要件の緩和

- ・減少月数の要件を満たした時点で、申請が可能です。

【5】申請期限

令和4年11月30日（水）消印有効

制度の詳細・お問合せ

申請書類・詳細等は市HPをご確認ください。

[トップページ](#)>[新型コロナウイルス感染症関連情報](#)>[生活支援・経済対策](#)>[経済対策](#)>[第5次事業者経営支援金](#)

お問合せ先：上越市 産業観光交流部 産業政策課 産業振興係

産業振興係直通：025-520-5729

